

令和4年第2回臨時会

大江町議会会議録

令和4年 5月10日 開会
令和4年 5月10日 閉会

大江町議会

令和4年第2回大江町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (5月10日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定	6
○行政報告	6
○議第29号～議第31号の一括上程、説明	7
○議第29号の説明、質疑、討論、採決	8
○議第30号の説明、質疑、討論、採決	12
○議第31号の説明、質疑、討論、採決	13
○議第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○閉会の宣告	25
○署名議員	27

大江町告示第 27 号

令和 4 年第 2 回大江町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 4 年 5 月 6 日

大江町長 松 田 清 隆

1 日 時 令和 4 年 5 月 10 日 午前 10 時

2 場 所 大江町議会議場

3 附議事件

- ・ 専決処分の承認を求めることについて
(大江町税条例等の一部を改正する条例)
- ・ 専決処分の承認を求めることについて
(大江町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- ・ 専決処分の承認を求めることについて
(大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- ・ 財産の取得について
- ・ 令和 4 年度大江町一般会計補正予算 (第 1 号)

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

不応招議員（なし）

令和4年第2回大江町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和4年5月10日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議第29号 専決処分の承認を求めることについて
(大江町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議第30号 専決処分の承認を求めることについて
(大江町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 議第31号 専決処分の承認を求めることについて
(大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 議第32号 財産の取得について
- 日程第 8 議第33号 令和4年度大江町一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	阿部美代子君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、ご苦労さまです。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策として全員マスク着用での議会となりますので、ご協力よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和4年第2回大江町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

8番 伊藤 慎一郎 君

9番 結城 岩太郎 君

を指名します。

◎会期決定

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） おはようございます。

私のほうから、行政報告として1件報告させていただきます。

神通峡内の月布川における天然ダムの発生についてご報告を申し上げます。

去る5月2日、神通峡内の月布川が崩れた土砂によりせき止められ、ダム化しているとの情報が町のほうに寄せられました。情報を受けた当日、建設水道課職員が現地を確認したところ、神通峡の入り口、滝前・草木供養塔の広場から約1.3キロメートル先の町道古寺神通峡線の遊歩道、これの対岸の崖が高さ約100メートル、幅約60メートルにわたり崩れており、崩れた土砂により崖下の月布川がせき止められ、天然ダムが発生している状況でありました。せき止められている土砂の一部からは水が流れ出しており、流れ込む水量と同等の水が流れ出している状況にあり、これ以上に水位が上がることはないものだというように思われます。

しかしながら、水の流れによる土砂の流出や大雨などによっては、ダムが決壊し濁流が流下する可能性もあることから、確認した状況について、山形森林管理署、西村山河川砂防課、警察及び消防などに連絡するとともに、下流である柳川、沢口、貫見の全世帯に注意喚起の文書を配布いたしました。

また、ダム化した場所の遊歩道自体ののり面も水流によるものと考えられる浸食があり、一部崩れている状況となっていること、ダム決壊による土石流の危険性の否定ができないこと、また、遊歩道に積雪がまだ残っており、安全性の確認が十分にできていないことから、当面の間は不動明王から下流側は通行止めの措置をせざるを得ないと考えております。

なお、不動明王の上流についてもまだ積雪があり、遊歩道の状況確認ができておりませんので、全体的な通行制限については、今後、確認作業ができ次第判断したいと考えています。

林野庁による治山工事も完了し、ようやく開通の見込みが立ちそうな矢先で楽しみにしていた方もいらっしゃると思いますが、安全第一での対応であることをご理解いただきたいと思います。

今後の対応については、山形森林管理署や山形県の指導を受けながら対応してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） これで行政報告を終わります。

お諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

よって、事前に配付されている議案の朗読は省略いたします。

◎議第29号～議第31号の一括上程、説明

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、議第29号 専決処分の承認を求めることについて（大江町税条例等の一部を改正する条例）から日程第6、議第31号 専決処分の承認を求めることについて（大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）までの3件は関連していることから、提案理由の説明を一括して行うこととし、議案の詳細説明及び審議は1議案ずつ行うこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

それでは、議第29号から議第31号について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第29号から議第31号までの専決処分の承認を求める議案3件につきましては、関連がありますので一括してご説明を申し上げます。

この議案3件は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、大江町税条例の一部を改正する条例、大江町都市計画税条例の一部を改正する条例及び大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、令和4年4月1日からの施行に向け、令和4年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

◎議第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 議第29号 専決処分の承認を求めることについて（大江町税条例等の一部を改正する条例）について、担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第29号 専決処分の承認を求めることについて（大江町税条例等の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、その根拠法となる地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が、施行日の違いなどにより条立てで構成されていることから、法律の改正文に沿って2条立てで構成しております。

また、原則として令和4年4月1日が施行日となりますが、改正規定により施行日が異なるものもございます。

このたびの主な改正点といたしまして、資料1-1、新旧対照表10ページをご覧ください。

附則第7条の3の2第1項は、住宅借入金等特別税額控除について、所得税額から控除し切れなかった額を個人住民税から控除することを定めている条文ですが、適用期間を令和20年度までに延長することとし、令和7年までの間に居住した者に見直す改正であり、令和5年1月1日施行となります。

12ページをご覧ください。

附則第12条第1項は、固定資産税の特例について定めている条文ですが、景気回復に万全

を期するため、激変緩和の観点から土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%に抑えるもので、令和4年4月1日施行となります。

そのほかについては、法律改正に伴う文言等の整理及び省令改正による項ずれへの対応などを行ったものであります。資料1-2、改正概要では、条項ごとに改正内容を整理して掲載しております。

以上、ご説明申し上げましたが、地方税法等の一部を改正する法律等の施行日であります令和4年4月1日から本条例を施行する必要が生じたことから、専決処分したものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第29号の質疑を行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ちょっと分からないのでお聞きしたいと思いますが、資料1-1の12ページの中の、先ほど説明あった100分の5、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては100分の2.5を乗じて得た額というふうなことでお伺いしますけれども、この大江町の中で、固定資産税の商業地域というふうな課税対象はどの地域で、大体、客体はどのくらいあるのかお聞きしたいと思います。

それから、資料1-2の中の今回の改正概要が載っておりますが、地方税法の改正というふうなことで、期間がずれているというふうなこともあるというふうな説明でございましたけれども、4番目については令和6年1月1日施行、6番目も6年1月1日施行、7番目は5年1月1日等々になっているわけですが、通常の専決処分、税改正というふうな中での対応ですと、3月に今回のような形になるわけですが、税法の改正、中身等について熟知しておりませんけれども、この6年とか5年の先まで税法を改正しなければならない、それに伴っての大江町の税条例の改正というふうな中で、簡単に申し上げて年間の施行日のずれ、5年とか6年というふうなのは、どうしてこういうふうなのが出てくるのかなというふうな素朴な疑問なんです、2点についてお聞きします。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） それでは、ただいまの質問のまず第1点目、商業地という質問でございますが、商業地という区域で分けるのではなく、住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地を商業地と総称して言うものであります。ですので、区域がどこというわけではご

ざいませぬ。

2点目の質問であります、施行日が異なるものの改正をなぜ今するのかというご質問かと思ひますが、これまでも地方税法の改正においては、異なる施行日の改正をこれまでも毎年行ってまいりました。施行日が違ふというのは、それなりの準備期間が必要なために、前もってあらかじめ地方税法等で改正したものを町の税法でも改正して準備するための期間を要するために、今回の改正に上げさせていただいたものであります。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 12ページの商業地等に係る云々というような解釈でございますけれども、商業地域というくくりでなくて、商業地域にある住宅に課税する固定資産税という意味ですか。もう1回説明してもらいたいんですけども。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 区域として設定しているのではなく、住宅用地以外の宅地及び宅地比準の土地を商業地と指すものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 都市計画の区域の中で、商業地域とか住宅地、工業地域というふうな区域があるわけけれども、それとは関係なく大江町全体を指すという理解でよろしいんですか。例えば、都市計画区域外、用途地域区域外にそういった物件があるといった場合もこれに該当させるということによろしいんですか。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 商業地という内容については、都市計画区域という設定には該当いたしません。全てを含む……はい。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ただいまの毛利議員の質問の関連ですけれども、ということは、大江町では商業地域いわゆる商業をしている地域というものが明確にどこかということが、今、課長の説明だとさっぱり分からなくて、例えば商売しているところが商業地域になるのか、それとも工業とか何かそういうものをしているところがそういうふうになるのかということが全然分からなくて、どこがその減額になるのかということのもさっぱり分からない答弁だと思うんですけども、実際商業地域というものというのが大江町にはあるんだか。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 今回の税法の改正の内容については、商業地域という言葉、文言ではなく、商業地ということで申し上げ、改正させていただいております。ですので、都市計画区域で言っている商業区域、工業区域という言い方とは、今回の改正で言っている商業地ということで改正させていただいているものとは異なるものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） じゃ、再度。くどいようですが、確認。商業地ということは、例えばお店とかそういうものを営んでいると、そういうところを、いわゆる町の税務課のほうの判断でここは商売しているから商業地、ここは商売していないから住宅地、そういうふうな判断での課税対象になるということによろしいのか、お願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 今回の税条例の改正は地方税法に伴って改正しているわけですが、具体的に大江町の固定資産税の算定に当てはめて考えてみますと、まずは大きく上昇している商業地等はございませんということと、具体的に事細かく住宅地、商業地ということで分けて一筆一筆まで変えて算定しているものではございません。税法に基づいて条例上はこのようになっておりますが、実際、大江町にはほとんど影響のない内容となっております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、影響ないというがっかりした回答なんだけれども、今後そういうもので、きちんとどういうところがあれになるんだかというものを、ある程度分かるような形でお話をさせていただきたいとともに、影響ないところの税法なんていうものはあるんだかなと思うんですけれども、やはり少しでも影響が出てくるんじゃないかと思って今質問しているわけですから、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第29号 専決処分承認を求めることについて（大江町税条例等の一部を改正する条例）、これを提案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎議第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 議第30号 専決処分の承認を求めることについて（大江町都市計画税条例の一部を改正する条例）について、担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第30号 専決処分の承認を求めることについて（大江町都市計画税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

資料2の新旧対照表をご覧ください。

1ページをご覧ください。

条例附則第6項につきましては、景気回復に万全を期すため、令和4年度課税分に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする固定資産税と同様の措置を講ずることとするものであります。

続く条例附則第12項から第13項までは、法改正に伴う参照先条項の項ずれへの対応及び字句等の整理をするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、地方税法等の施行日であります令和4年4月1日から本条例を施行する必要が生じたことから、専決処分したものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第30号の質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第30号 専決処分の承認を求めることについて（大江町都市計画税条例の一部を改正する条例）、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎議第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 議第31号 専決処分の承認を求めることについて（大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第31号 専決処分の承認を求めることについて（大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

資料3の新旧対照表をご覧ください。

1ページをご覧ください。

第3条は、国民健康保険税の課税額について定める条文となりますが、地方税法等の改正に伴い、第2項において基礎課税額の限度額が63万円から65万円に、第3項において後期高齢者支援金等課税額の限度額が19万円から20万円に引き上げられたことに伴う改正であります。

中段の第11条は、国民健康保険税の減額について定める条文となりますが、減額する限度額においても基礎課税額を63万円から65万円に、また、後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げる地方税法等の改正に伴うものであります。

2ページをご覧ください。

附則第2項は、規定文の適正化のため字句の整理をするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、地方税法等の施行日であります令和4年4月1日から本条例を施行する必要が生じたことから、専決処分したものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第31号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第31号 専決処分の承認を求めることについて（大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎議第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第7、議第32号 財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第32号 財産の取得についてを説明いたします。

本議案は、左沢小学校用のスクールバス1台を新規購入するもので、契約金額は消費税を含め850万3,000円で、大江町大字藤田46番地1、株式会社ますやモータース、代表取締役五十嵐克也との間で購入契約を締結するものであります。

なお、納期は令和4年6月30日としております。

以上、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 議第32号について、担当課長の詳細説明を求めます。

西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） それでは、議第32号 財産の取得についての詳細についてご説明申し上げます。

今回購入しようとするスクールバスは、運転手を含め29人定員の中古のマイクロバスで、メーカーは三菱自動車、四輪駆動のオートマチック車であります。

このスクールバスは、運行対象地区の拡大に伴い新たに購入するものでありますが、車種

の選定に当たって、児童・生徒数を考慮しつつ積雪時の送迎に優位な四輪駆動車を選定したため、定員は29人乗りで、それに相当する車種として三菱自動車の車両を選定したものであります。

納期は6月30日としておりますが、主に左沢小学校のスクールバスとして利用する計画であります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第32号の質疑を行います。

関野幸一君。

○5番（関野幸一君） スクールバスに関しては様々な意見等もありますけれども、何とか導入できてよかったなということをまず言うておきます。

その中で、ただいま課長の説明では6月30日に納車で、その後いつから運用を予定しているのか。

また、スクールバスを導入する地区の保護者等との話し合いをどのような形で予定しているのか。様々な意見がある中での導入になりますので、やっぱりしっかりとその地区の方の保護者と話し合いをしながら進めていかなければならないと思っております。

また、それに伴う通学班の再編とかも出てくると思います。いろいろな方の意見を聞いておりますけれども、やはりバスに乗せたい、バスに乗らなくてもいいというような話も聞こえてきているのも事実でありますし、必ずしもその地区の方でバスに乗らなければならないのかという意見も出てきます。そのところは、本当に地区の保護者としっかりと話し合いをして決めていかなければならないと思っておりますので、その辺のところはどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 関野議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目であります。いつからかということですが、6月末までに購入いたしまして、スクールバスの使用に耐えられるステッカーと、大江町のスクールバスだよというふうな表示、義務化になっているものをきちんとしまして、7月から運行を始めたいなというふうに考えているところでございます。

2点目の、保護者との話し合いですが、これまでスクールバス導入以前に冬場の送迎につきまして、保護者の方、地区の方などから様々な意見を頂戴いたしまして、藤田地区の子どもですが、ジャンボタクシーで運行するというようなこともやってきました。

その中で、区長さん、それから保護者会、育成会の代表の方々とお話しを進め、こういう地区の方を送迎できたらいいねというような話しを続けながらやってきたところでございます。

今回は、スクールバスの新たな地区への導入ということですので、議員おっしゃるとおり、さらなる話しを進め、今後、導入までに数回、地区の方、それから育成会の方々と話しをしながら進める予定になってございます。

3点目の通学路の再編、それからスクールバスの地区になっていても乗せたくないという保護者もいらっしゃるというようなお話でございますけれども、通学路の再編につきましては、まずスクールバスの乗車区域ということに関しては、我々もこれまでなるべく多くの子どもたちを乗せてあげたいということで、例えば本郷東と大江中学校を登校時に一本化したり、学校にバスを所属させるのではなく、大江町のスクールバスとして柔軟に運用するような形でこれまで地区を拡大してまいりました。

今回、さらに新たに藤田地区を対象としたいということで1台設けるわけなんですけれども、これまでやってきたとおり、柔軟な体制を組みながら、地域の方の話しを進めながらやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

なお、対象地区となっているけれども乗せたくないというお子さんにつきましては、ちょっと今後どのような対応ができるか、課内、教育委員会内、教育長の意見なども参考にしながら進めてまいりたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 実は今日も、町の子どもたちが通学しているときに藤田のほうに用事があったので車で行くとき、やはり通学している子どもたちが、本当に朝元気に歩いている姿を見るだけで、我々大人もほっとするというか安心するというか、ちょっと楽しい気持ちになるんですけれども、そういう姿も今後あまり見られなくなるというのもちょっと残念かなと思っております。

今、課長のほうが、これまでも、冬期間のタクシー利用なんかでも地区の代表の方とか区長とかと話をしているという話がありましたけれども、これって結構大きいことなので、代表じゃなくてしっかりと地区の対象の保護者全員集めて、そういう中で話を聞くというそういう姿勢が大切だと思います。その中には、当然課長、また教育長がきちんと行って、どういふことでそういうバスの運行をするのか、そういう話しをしながら、ただ、その中では先ほ

どありましたように保護者から、いや、うちは乗せたくないんだとか、うちは乗せたいんだ。例えば、保護者によっては真夏の暑いときには乗せてもらいたいけれども、そのほかは歩かせたい、冬も寒いときには乗せたいけれどもそうじゃないときには歩かせたい、様々な意見が出てくると思います。そういうところをやはりきちんと保護者の意見とかも聞きながら。また、教育長が前回言いました、やはり教育長の考えなどもきちんと親御さんに説明して、そういうふうな形の運行を進めていきたいなと思っておりますけれども、課長、そのところはどのようなふうに思っておりますか。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） ただいまいただいた意見に関しましては、こちらのほうとしても保護者との話し合いを進めるというつもりは十分でございます。と言いますのは、これまでは地区、何々区、何々区という区を対象にして、その地区全体を乗せてきたわけでございます。ただ、今回は藤田地区という、大江町の中でも一番大きな区でしたので、全員を乗せるということができませんでしたので、その辺でより細かい話し合い、詳しい説明が必要になってくるのかなというふうに考えておりますので、その辺は十分考慮しながら進めさせていただくつもりでございます。

それから2点目の、例えば真夏の暑いとき、冬の寒いときだけ乗せてそのほかは歩かせたいというようなご希望のある方も確かにございます。希望はなるべくかなえてあげたいのですが、学校の事務の煩雑さ、それから乗せられなかったときの責任の所在など様々な問題もあるかと思っておりますので、その辺につきましても今後十分検討しながら、保護者の意見になるべく沿えるような形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、課長が言いましたとおり、なかなか大変な事業になってくるのかなと思っております。やはりその辺のところは、先ほども言いました、くどいようになりまうけれども、きちんと、やっぱり藤田地区だったら藤田地区の保護者全員を集めてそういうふうな説明をする。当然、スクールバスに乗る区域以外の藤田地区の方もいるわけですから、その方たちもしっかりお話をする。そういうふうなことで納得をしていただいて、やはり運行してからああだこうだと、当然出てくるとは思いますけれども、なるべくそういうふうなものも聞きながらしっかりした運行をしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番、伊藤です。

中古でお買上げになるようなので型式と走行距離、あとそれから、新車で買った場合どのくらいするのか、詳細お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

今回購入するバスにつきましては中古ということでございます。ですので、型式につきましては初年度登録が令和元年6月になってございます。走行距離につきましては9,500キロの優良な中古バスだというふうに考えているところでございます。

新車で買った場合ですけれども、大体1,500万から2,000万程度はするのかなというふうに思います。今回、中古の購入に至った経緯といたしましては、今現在、新車で購入しようとすると、ご存じのとおりニュース等でも取り上げられておりますけれども、乗用車でも半年から1年待ちの状況でございます。調べたところ、トラック、バスにつきましては1年から2年待ちということですので、せっかく予算化していただいても迅速な事業対応にならないということがありましたので、今回、中古ということで選定させていただいたものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 分かりました。

それから、例えば保証期間なんていうのは中古で買っているものだから、例えば使用している車なんで、今はあまり自動車もかなり性能がよくなってなかなか壊れにくくなってもおりますけれども、保証期間の設定がありましたらお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 新車と違いまして、保証期間という設定はございません。ただ、車検が1年ついているということ、それからその間に壊れた部分に対しては随時修理していただけるというような内容で契約させていただきたいなというふうに考えているところ です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

保証期間はないのがあ……。それであと、1年間ということは来年の車検日が5月ということなのかな、最後をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 登録が6月ですので、車検につきましては来年の6月かなと

いうふうなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） じゃ少しお聞きしたいと思うんですが、車両購入の場合の中古というのはあまり例がないというふうに思うんですけども、入札をする場合に、仕様書と設計書というかをつくると思うんですけども、今回の入札に当たっては、車種の指定とか走行距離が9,500となっていましたけれども、距離数の指定とか、何年型なのかというふうな様式を定めて入札しているというふうに思うんですけども、その仕様書あるいは設計書について、どういうふうに入札をやったのかなというふうな第1点と、指名業者、入札指名業者は何社を指名して、実際入札に入ったのは何社なのかなというふうに思うんですけども、その点のことをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、今回購入するバスにつきましては、なるべく早く事業の実現に結びつけるということで中古車を購入することといたしました。したがって、毛利議員おっしゃるように通常の指名競争入札ではなく、今回、選定審査会というものを開催させていただきました。そこで、事業者が用意できるバスについて企画提案をしてもらうという、いわゆるプロポーザル方式で実施したところです。

ご存じのとおり、先ほども申し上げましたけれども、中古のバスにつきましてもなかなか手に入りづらいというような情勢でございます。ご案内をした業者につきましては、指名審査会を経て5社を選定いたしました。5社に企画提案書をつくっていただくようお願いをしたところでございます。実際、企画提案書があったのは1社にとどまりました。というのは、自社で確保できる中古のバスがないというようなことで辞退届を4社から出されたところでございます。

こちらで示した仕様につきましては、駆動式が4WDであること、それからオートマチックであること、平成30年度以降の車両であること、走行距離が1万キロ未満の車両であること等々の条件をつけてプロポーザル方式で実施させていただいたところ、今申し上げましたように1社のみが準備できるというような状況でございました。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 1社だけというふうになると、額の確定というふうなのはという

ふうにしたのかなというふうに思うんだけど、プロポーザルで三菱の四駆のオートマチック車がありますよと、それを提供できますというふうな中で、金額の設定というのはどういふふうにしたのかなというふうなことをお聞きしたいと思いますけれども。

あともう一つは、分かるか分からないかだけれども、この、前乗っていた会社とか個人なのかどうか分からないんだけど、その会社あるいは個人が県内を走ったバスなのか、あちらのほうのよその県、県外のほうで使われていたバスなのか、その点を、分からないことはいいんですけども、分かったら教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

まず、1点目の金額に関してでございますけれども、予算を計上するに当たり900万という予算を出させていただいて議会で認めていただいたわけでございます。このときに、こちらで想定した29人乗りの中古のバスということで、大体全国的な平均、標準を調べながら出させていただいたものでございます。その後、細かい仕様を定めて、こちらで設計金額をつくったところ、888万7,000円程度でできるだろうというようなことでプロポーザルの基準とさせていただきます。プロポーザルで出されたものが全てこちらの仕様を満たし、かつ金額もこちらで設定した金額より低かったということで、このたび選定させていただいたものでございます。

それから2点目の、前にバスを使用していた会社ということですが、分かる範囲内ですけれども、前に使用していたのは北海道の観光会社でございます。北海道の観光会社で1万キロ程度走ったものでございますけれども、このコロナ禍で事業がなかなか厳しくなったということで手放して、今現在は埼玉の三菱の事業所にあります。今回、それを取りに行っていたら、こちらで購入させていただくというようなことでございます。

以上です。

○6番（毛利登志浩君） 了解。

○議長（菊地勝秀君） 2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 中古のバスということで、どのようなバスが来るかは分からないんですけども、予算900万ほど取っている中で850万だということで、予算より余るかとか何とかということとは別として、走る広告塔としてこのバスにどのようなラッピングをするのか、そういう考えはあるのかを1点と、昨日も中学校1年生の遠足がありまして、マイクロバス2台、あとワゴン車1台、その3台で送迎に当たっているところがあったんですけども、

バスが1台増えてこれは大変いいなというふうに、マイクロバスが1台増えるわけなので、ゆったりと六十数名の子どもたちが3台に分乗したりすることが、ちょっと今想像していたのでこれでよかったのかなと思ったり、1台増えて、思っているところです。

その中で、町民バスについては……。幼稚園のバスって、皆さん中が見えますよね。乗っている子どもたちが見えますよね。中学校、小学校のスクールバスだと窓が黒くて中が見えないんですけれども、そのあたりもすごく私は気になっていまして、中古のバスが来るので窓ガラスはどうだかよく分からないんですけれども、今、こういう季節の太陽の紫外線浴びないように黒くなったりしているところもあると思いますけれども、そのあたりも買う中でそういうような考えはなかったのかなとか思ったりもするんですけれども、そのあたりをちょっとお聞きしたいです。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

まず1点目ですけれども、走る広告塔と、それからラッピング等の考えということですが、今現在、町で所有しておりますスクールバスについては、全て同じような水郷を意識した水色のスクールバス、それに義務化されておりますスクールバスという表示、これをつけて運行させていただいているということですので、今現在、同じような形でさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、バス、遠足等に使う等、それから幼稚園のバスは中が見えるというようなことでございますけれども、今回買うバスにつきましても中が完全に見えるというわけではございませんが、ある程度、先ほどおっしゃった紫外線対策等の仕様になっているのかなと。ちょっと詳しいところは、そのバスのきちんとした仕様書を見ないと分からないのですが、その中で中が見えなければ不都合が生じるというような事態がありまして、運転手、それから乗っている子どもさん、保護者等から苦情なり意見なりをいただいた場合にはそれなりに対応させていただかなくてはならないなと、今質問をお聞きしながら思ったところです。

ですので、今後そのようなことがありましたら随時対応させていただきたいなというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。やはり、年中走っているわけで、ラッピングとかという形ではないんでしょうけれども、今、ペンキを塗るんじゃなくてシールを貼ったりするようなものでいろいろできる時代なので、その都度その都度、何か行政の設立100年

とか何かというようにいろいろあると思うんですけども、そういうようなものを敏感に感じながら、そういうバスに施していくという考えも持ちながら利用していけば大変いいのかなと思いますので、一つの考えとして頭に入れて進めていただきたいと思います。

以上です。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第32号 財産の取得について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第8、議第33号 令和4年度大江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第33号 令和4年度大江町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

融雪による増水が影響し、柳川地内の月布川堰堤付近で、林道長畑線ののり面が延長30メートル、高さで約40メートルにわたって崩落し、土砂により林道が塞がれている状況となっております。

また、崩落箇所の上流にある堰堤からは、柳川浄水場で取水しておりますが、今回の土砂で水路が埋没し寸断されている状況であります。

このようなことから、通行の確保と今後の安定的な水道水の供給を確保するために、早急

な復旧を要することから、今回の補正予算に災害復旧工事費を計上したものであります。歳入については、前年度繰越金を充当しております。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,150万円を追加し、補正後の予算総額を55億2,750万円とするものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第33号 令和4年度大江町一般会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、3ページの下段をご覧ください。

11款災害復旧費は1,150万円の増額です。

2項2目林道施設災害復旧費は、林道長畑線ののり面崩落に対処するため、土砂撤去、樹木伐採に加えて、大型の土のうを設置して土留め工事を行うもので、応急措置的な復旧工事費になります。

歳入については、不足する財源を補填するため、19款前年度繰越金を追加したものであります。

以上が、令和4年度大江町一般会計補正予算（第1号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） それでは、お諮りします。

議第33号の質疑については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

議第33号の質疑を行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 林道長畑線の災害復旧工事というので1,150万円が計上されておりますが、説明によりますと土砂の排土とか大型の土のうとかというふうに説明があったんですが、参考資料が全然ありません。ということで、どんな形でどういうふうにして、工期は

どのくらいになるのかなというふうなことが全然分からないんだけど、担当課長の説明をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） それでは、ご質問にお答えいたします。

今回の工事につきましては、先ほど説明あったように林道長畑線ののり面崩落ということで、まずは土砂の排土ということで、簡易的な測量でありますけれども幅15メートル、延長30メートル、高さ6メートルにプラスアルファということで、約4,000立米の土砂排土ということで予定しております。

また、それに伴いましてといいますか、倒木が約200本程度ございまして、その処理というふうなこと。あと、さらなる崩落防止のための大型土のうを30袋ほど設置するというように予定しております。7月までを完了というふうに予定をしておるところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 4,000立米、200本、30袋というふうな具体的な数字が示されたわけでございますけれども、工期が7月というふうになっているわけでございますが、この設計が補正予算で見られていないというふうになっているわけで、設計は自前でやるというふうな理解でよろしいのか、まず第1点。

それから、町長説明の中で、水道管が壊れたというふうな説明があったんですが、私のところには水道の予算がないんだけど、みんなにないと思うんだけど、早急にその水道管の補修というふうなものやらなければならないというふうに思うんだけど、同時施工というふうな形の中で、水道の予算というものも同じく見るのが普通ではないかなというふうに思うんだけど、なぜ水道の予算がないのかどうか。2点お聞きします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 最初、1点目の測量設計費については、このたびの工事については緊急を要するというふうなことから直営で、概算ではありますが設計をしているということでございます。

水路については、建設水道課長よりお答えいたします。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 水道管というふうな表現でちょっとご質問ありましたが、当該箇所については堰堤のほうから引き込んである水路、こちらのほうが土砂により埋没して

いるというような状況でございます。その土砂の排土をすれば、まずは機能としては元に戻るのではないかというふうなことで考えておりますので、そちらのほうの災害復旧を進めていただくというふうなことで対応かなと思っております。

以上です。

[発言する人あり]

○建設水道課長（櫻井洋志君） この今の林道の災害復旧、こちらのほうの土砂撤去というような部分での対応で対応できるのかなというような内容です。

○6番（毛利登志浩君） 了解。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第33号 令和4年度大江町一般会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和4年第2回大江町議会臨時会を閉会いたします。

皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月24日

議 長 菊 地 勝 秀

署 名 議 員 伊 藤 慎 一 郎

署 名 議 員 結 城 岩 太 郎